

# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人関東貸切バス適正化センター（以下「センター」という。）の定款第19条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第29条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所として週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう

## (報酬の支給)

第3条 センターは、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める一人あたりの月額の範囲内で評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は別表第2に基づき支給する。
- 4 評議員に対する報酬は、定款第19条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。

## (報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員の報酬等は、毎翌月25日にその全額を通貨又は銀行振込により支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

- 2 常勤役員の報酬等は毎月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。
- 3 評議員に対する報酬は日額とし、評議員会等への出席の都度通貨により支給する。
- 4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 5 役員及び評議員に賞与は支給しない。

## (費用)

第5条 センターは、役員及び評議員にその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を支給することができる
- 3 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ通勤手当を支給することができる。その支給方法は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

## (退任慰労金)

第6条 常勤役員に対する支給額は、規程に基づき算出された金額を上限として、職務実績に応じて評議員会の決議により決定する。ただし、算定に用いる在職期間は、当初から起算して2年間を上限とする。

## (在任年齢)

第7条 常勤役員の在任は原則として72歳または2期（4年）までとする。ただし、理事長が特に必

要と認められた場合は1期（2年）に限り延長することができる。

（任期途中の到達年齢）

第8条 任期の途中において年齢に達した場合であっても任期中はその任に当たるものとする。

（公表）

第9条 センターは、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改正）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

（補足）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- （1） この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- （2） この規程は、平成30年6月21日改正し、同日から施行する。
- （3） この規程は、令和3年6月22日改正し、同日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬

役職	報酬月額
常務理事	700,000 円以内

別表第2 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額
理事 (理事会・評議員会出席等)	20,000 円
監事 (理事会・評議員会出席等)	20,000 円

※ 報酬の額は、一人当たり1事業年度につき100万円を超えないものとする

別表第3 評議員の報酬

役職	報酬日額
評議員 (評議員会出席等)	20,000 円

※ 報酬の額は、一人当たり1事業年度につき100万円を超えないものとする。

別表第4 常勤役員の退任慰労金

$\text{報酬月額} \times 0.1 \times \text{在任月数}$
---